

居宅介護支援重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日 現在

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-813-3976 (24 時間連絡体制をとっています)

担当 佐々木 賢治 (管理者)

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアワークわかくさ
所在地	埼玉県さいたま市南区太田窪1977-1
介護保険指定番号	居宅介護支援・介護予防支援(埼玉県1170100901)
サービス提供地域	さいたま市南区・浦和区・緑区・川口市

(2) 事業所の職員体制

管理者	1 名	管理業務・苦情対応
主任介護支援専門員	1 名以上	居宅介護支援
介護支援専門員	3 名以上	居宅介護支援
事務職員	1 名	事務処理

(3) 営業時間, 勤務時間

平日	8 時 30 分～ 17 時 30 分
土曜日	8 時 30 分～ 12 時 30 分

* 営業時間外は携帯電話に転送されます。

* 日・祝祭日、12/29～1/3 は休業いたします。

3 当事業所の運営の目的と方針

- ・当事業者は、介護保険法を遵守し、ご利用者が安心して居宅介護支援を受けることができるよう、誠意をもって支援事業を行ってまいります。
- ・ご利用者の心身の特性を踏まえ、能力に応じた自立した日常生活を営むことができますように、常に的確な情報の収集を心がけ総合的なサービスの提供に努めてまいります。
- ・事業の実施にあたっては、ご利用者の選択に基づき、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ってまいります。
- ・公正中立なケアマネジメントの観点から、ご利用者及びご家族のご希望に応じてケアプランに位置付けるサービス事業者について複数事業者を紹介いたします。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由についてご説明いたします。
- ・ご利用者の入院時に備え、医療機関との早期連携の観点から、担当の介護支援専門員の名刺等を入院時に持参する医療保険証またはおくすり手帳と合わせてご提示いただくことをお願いしております。

4 サービス提供の標準的な流れ

- ① 居宅サービス計画作成等サービス利用申し込み。
- ② 居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して説明を行います。
- ③ 居宅サービス計画等に関する契約締結。
- ④ 介護支援専門員がお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。
- ⑤ 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。
- ⑥ 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑦ 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います。また、サービス利用に関して説明を行い、ご利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます。
- ⑧ 居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。
- ⑨ ご利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。
- ⑩ 毎月の給付管理の作成を行い、国民健康保険団体連合会に提出します。
- ⑪ ご利用者の状況について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。
- ⑫ 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

5 利用料金 (1 か月につき)

- ・ 居宅介護支援利用料
 - 要介護 1・2 の場合 12,000 円 (1,086 単位×11.05 円)
 - 要介護 3・4・5 の場合 15,591 円 (1,411 単位×11.05 円)
- ・ 初回加算 3,315 円 (300 単位×11.05 円)
- ・ 緊急時カンファレンス加算 2,210 円 (200 単位×11.05 円) 対象月 2 回まで
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 4,420 円 (400 単位×11.05 円)
- ・ 通院時情報連携加算 552 円 (50 単位×11.05)
- ・ 入院時情報連携加算 I : 2,762 円 (250 単位×11.05 円) / II : 2,210 円 (200 単位×11.05 円)
- ・ 退院・退所時加算 4,972 円 (450 単位×11.05 円) ~9,945 円 (900 単位×11.05 円)
(カンファレンス参加回数に応じて変動)
- ・ 特定事業所加算 I : 5,734 円 (519 単位×11.05 円) II : 4,652 円 (421 単位×11.05 円)
III : 3,569 円 (323 単位×11.05 円) A : 1,259 円 (114 単位×11.05 円)
- ・ 特定事業所医療介護連携加算 : 1,381 円 (125 単位×11.05 円)
- ・ 業務継続計画未実施減算 所定単位の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
- ・ 身体的拘束廃止未実施減算 所定単位数の 100 の 1 に相当する単位数を減算
- ・ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の 95%を算定

但し、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はございません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦 1 ヶ月あたり、上記利用料と同額の料金を頂き、指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

この提供証明書を後日さいたま市各区役所・川口市の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

6 秘密の保持・個人情報の保護

- ・ 当事業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を保持し、個人情報保護を契約終了後においても守ります。
- ・ 当事業者は、業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を従業員である期間及び従業員でなくなった後においても秘密を保持するべき旨を従業員の雇用契約の内容とします。
- ・ 当事業者は、ご利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。
- ・ ご利用者よりサービス提供記録の開示依頼がありましたら、開示の手続きをいたします。なお開示には資料代 (コピー1 枚 10 円) が掛かりますのでご了承下さい。

7 事故発生時の対応

- ・サービス提供に伴ってご利用者の状態に影響する可能性がある場合は速やかに医療機関への搬送等の措置を講じるとともに市町村（保険者）に報告をします。
- ・事業者の責めに帰する事由による場合は、その損害を賠償します。

8 サービス内容・個人情報取り扱いに関する苦情・相談

(1) (担当) 佐々木 賢治 (対応時間) 月曜～金曜日 8時30分～17時30分

(電話) 048-813-3976 土曜日 8時30分～12時30分

(2) その他

当事業者以外に、行政の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

(さいたま市) 南区役所 高齢介護課 〈電話〉 048-844-7178

緑区役所 高齢介護課 〈電話〉 048-712-1178

浦和区役所 高齢介護課 〈電話〉 048-829-6153

さいたま市 介護保険課 〈電話〉 048-829-1264

(川口市) 川口市役所 介護保険課 〈電話〉 048-259-7296

《埼玉県国民健康保険団体連合会》〈電話〉 048-824-2761 (代)・048-824-2568 (苦情相談専用)

9 ハラスメント対策の強化

当事業者は正当な理由がなく居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。
ただし、以下の場合はその限りではありません。

- ・職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ誹謗中傷等の迷惑行為
- ・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為
- ・写真や動画の撮影、録音等をインターネット等に掲載すること

10 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修、訓練等に取り組みます。

12 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、専任の担当者を定め取り組みます。

担当責任者：管理者 佐々木 賢治

13 身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 その他

当事業所は、従業者の質的向上を図るため研修、会議、委員会等の機会を次の通り設けています。

災害、感染症発生時における対応力強化

- ・研修（年1回以上）
- ・訓練（年1回以上）

感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ・研修（年1回以上）
- ・訓練（年1回以上）
- ・委員会（年2回以上）

虐待の防止

- ・研修（年1回以上）
- ・委員会（年2回以上）

その他

- ・採用時研修（採用後1ヵ月以内）
- ・継続研修（年1回以上）
- ・定期会議（概ね週に1回）
- ・事例検討会（概ね2か月に1回）

15 当事業者の概要

法人名	医療法人 有隣会
代表者役職・氏名	理事長 矢吹辰男
所在地	埼玉県さいたま市南区太田窪 1973-5
電話番号	048-885-5307
事業所	居宅介護支援事業所 ケアワークわかくさ 通所介護事業所 デイサービスわかくさ 訪問看護事業所 ありあけ訪問看護ステーション